誤記等の訂正のお願い

とします。とします。「日本遺産認定記念」ほとけの里と相良の名宝」展覧会図録について、左の「日本遺産認定記念」ほとけの里と相良の名宝」展覧会図録について、左の

- ① 14ページの左から一行目と二行目の註記。
- 五四二二」のように表記する。(21)禰寝文書、『南北朝遺文』九州編第五四二二号文書。以下「南
- √。(2)(永和二年)六月五日「野辺盛久書状」(禰寝文書、南五三○(2)(永和二年)六月五日「野辺盛久書状」(禰寝文書、南五三○
- ② 98ページの上段左から二行目に記した作成年代の部分。
- 「室町時代「十六世紀」を「中国・南宋時代「十三世紀」に訂正。
- ③ 149ページの本文の右から一九行目。

「長統治世」を「長続治世」に訂正。

- 「球磨郡多良木村」を「球磨郡多良木町」に訂正。① 149ページの下段に配置された表の〈5〉〈6〉の所在地項。
- **⑤ 149ページの下段に配置された表の〈7〉の像高項。**

「27.0」と追記。

- 下に添付した画像及び名称のとおり差し替え。⑥ 238ページの四番札所と、239ページの二十九番札所の紹介記事。
- ※ 修正した部分を赤字で示しています。
 ⑦ 254ページ上段に掲載した③の銘文記事を、左のように差し替え。
- ③龍泉寺(水上村)木造婆<u>藪仙人</u>立像墨書銘文 [No.78]

三年壬午三月十八日敬白 大願主住持長堅 仏師慧麟 之祈祷、住持長堅所願成弁明之砌也、乃至法界平等利益耳、寛正代官湯前殿桧前氏政久子息政山并岩野殿宗朝子息吉宗富貴英雄(上略)天下太平国土豊饒、殊者藤原氏相良長続老幼繁昌、別者『吳書(ガーオ)プ炎婆女イノユ作豊書金プ「N7」

4 四番札所 三日原観音 聖観音坐像



22 二十九番札所 宮原観音 聖観音坐像

